

特定入所者介護(介護予防)サービス費

1 特定入所者介護(予防)サービス費とは

低所得の要介護者または要支援者が、介護保険施設等で施設サービスや短期入所サービスを利用した際に生じる居住費(滞在費)・食費について負担限度額が設定され、この額を超えた分について特定入所者介護(介護予防)サービス費として介護保険制度で事業所に給付されます。

なお、特定入所者介護(介護予防)サービス費の支給を受けるためには、市介護保険係に申請し、「介護保険負担額認定証」の交付を受け、この認定証を施設に提示しなければなりません。

2 利用者負担段階

所得や課税状況などから利用者の負担段階を5つに区分します。第1段階から第3段階②までのかたは、申請により負担が軽減されます。第4段階のかたは負担限度額が設けられていません。

利用者負担段階	対象となるかた	
	所得などの要件	預貯金などの要件
第1段階	生活保護を受けているかた 本人が老齢福祉年金を受給しているかた	・預貯金等の合計額が1,000万円以下 (夫婦は2,000万円以下)
第2段階	本人の課税年金収入額、非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	・預貯金等の合計額が650万円以下 (夫婦は1,650万円以下)
第3段階①	本人の課税年金収入額、非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下のかた	・預貯金等の合計額が550万円以下 (夫婦は1,550万円以下)
第3段階②	本人の課税年金収入額、非課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超のかた	・預貯金等の合計額が500万円以下 (夫婦は1,500万円以下)
第4段階	世帯(世帯分離している配偶者も含む)に住民税を課税されているかたがいるが本人は非課税のかた、本人が住民税を課税されているかたなど、上記に該当しないかた	

※ 住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も住民税非課税)であっても、預貯金等が要件を超えるかたは第4段階となります。

※ 年金収入額には老齢年金などの課税年金だけでなく、非課税年金(遺族年金、障害年金)も含まれます。

※ 65歳未満で第1段階～第3段階②に該当するかたは、所得等に関係なく預貯金等の合計は1,000万円以下(夫婦は2,000万円以下)

◎ 本来該当となる利用者負担段階を適用すると生活保護を必要とするかたは、生活保護を必要としない状態となるよう、より低い段階を適用できる場合があります。詳しくは介護保険係にお問い合わせください。

3 居住費（滞在費）・食費

(1) 全額自己負担した場合の平均的な費用額（基準費用額）

居住費（滞在費）及び食費の平均的な額として、基準費用額を設定しています。
 なお、実際の居住費（滞在費）及び食費は施設との契約によって決まります。

部屋種別	1日あたりの居住費（滞在費）	1日あたりの食費
ユニット型個室	2,006円	1,445円
ユニット型準個室	1,668円	
従来型個室（特養等）	1,171円	
従来型個室（老健・療養等）	1,668円	
多床室（特養等）	855円	
多床室（老健・療養等）	377円	

(2) 負担限度額

利用者負担段階が第1段階から第3段階までの場合は、負担限度額までの負担となります。

部屋種別	利用者負担段階				
	第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②	
ユニット型個室	820円	820円	1,310円	1,310円	
ユニット型準個室	490円	490円	1,310円	1,310円	
従来型個室（特養等）	320円	420円	820円	820円	
従来型個室（老健・療養等）	490円	490円	1,310円	1,310円	
多床室（特養等）	0円	370円	370円	370円	
多床室（老健・療養等）	0円	370円	370円	370円	
食費	施設入所	300円	390円	650円	1,360円
	ショートステイ	300円	600円	1,000円	1,300円

4 課税層に対する特例減額措置

特例入所者介護サービス費の第4段階に該当するかたのうち、以下の要件を全て満たしたかたは特例的に第3段階の負担軽減を受けられます。

- ① 2人以上の世帯である（施設入所により世帯が分かれた場合も、なお同一世帯とみなす。②～⑥において同じ）
- ② 世帯員の誰かが介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、施設との契約で決められた居住費・食費を負担している
- ③ 全ての世帯員について、サービスを受けた日の属する年の前年の公的年金の収入金額と年金以外の合計所得額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額）の合計額から、施設の利用者負担（介護サービスの利用負担、居住費・食費）の年間見込み額を除いた額が80万円以下
- ④ 全ての世帯員について、現金、預貯金などの合計額が450万円以下
- ⑤ 全ての世帯員について、居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない
- ⑥ 全ての世帯員について、介護保険料を滞納していない